

平成 26 年 2 月 19 日

埼玉県知事 上田清司 様

埼玉県議会 刷新の会

代表 鈴木正人

大雪被害に対する緊急要望書

今月 14 日から 15 日の観測史上最多の積雪により、県内全域で膨大な被害が発生しています。知事は 17 日に罹災地域における災害救助法の適応、および自衛隊への災害派遣要請等を行い「県としてもできる支援は何でも行ってまいります」と表明しております。

しかし、秩父市をはじめとする交通網の寸断による集落の孤立は現時点でも解消されておらず、食糧や燃料、医療へのアクセスが制限されることにより、県民の生命を脅かす状況となっています。また県内の全域において農作物および農業施設、ならびに公共施設等への広範囲かつ甚大な被害が発生しており、今後の農業生産のみならず、地域経済、県民生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念されております。

そこで、県におかれましては、今回の大雪被害に対してスピーディかつ的確な対応策を講ずるよう、以下のように要望いたします。

記

今すぐに行うこと

- ・人命の確保を最優先に、政府、市町村、自衛隊等と連携の上、全力を尽くして救援活動を行うこと
- ・一刻も早い交通ネットワークの確保により、孤立集落を解消すること
- ・孤立世帯等に対して食糧や燃料をはじめとする物資の緊急的な供給を着実にを行うこと
- ・農業をはじめとする県内の被害状況を早急かつ適切に把握し、農業災害対策特別措置条例の指定を早急に行うとともに、財政措置を含む農家の再生支援を行うこと
- ・被災した商工業者や福祉事業者等への相談支援体制を充実させること
- ・農地や農業関連施設の被害に対し、政府に激甚災害を指定することを求めること
- ・東京電力に対して、停電状態からの一刻も早い復旧をはかるよう要請し、県のできる支援を適宜行うこと
- ・金融機関に対して、きめ細かい災害時特別融資を実行するよう要請を行うこと
- ・県有施設の被害状況調査を早期に実施し、同規模降雪時を想定した強度調査を実施すること

中期的に行うこと

- ・政府に対して行政機関による立ち往生車両の強制撤去を可能にする法改正を求めること
- ・県として雪害に備えた除雪専門機材等を配備すること
- ・県職員を雪国に派遣して、雪害対応の研修を受けるようにすること
- ・豪雪も想定した帰宅困難者対策を推進し、対策条例の制定を早期に行うこと
- ・JR、私鉄等の鉄道会社に対し、線路・ポイント等の凍結対策、降雪に適応したタイヤの採用など更なる積雪対策を講じ、除雪車等の専門機材の整備についても併せて要請すること

以上